

入 札 説 明 書

「総研大(葉山)共通棟宿泊室等給湯器設備改修工事」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び国立大学法人総合研究大学院大学契約事務取扱規程等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 令和 8 年 8 月 28 日

2 契 約 者 国立大学法人総合研究大学院大学
学長 永田 敬

3 担当部局 〒240-0193 神奈川県三浦郡葉山町上山口字間門 1560-35
国立大学法人総合研究大学院大学財務課施設係
電 話 : 046-858-1518
F a x : 046-858-1541
E-mail : shisetsu@ml.soken.ac.jp

4 工事概要等

- (1) 工 事 名 : 総研大(葉山)共通棟宿泊室等給湯器設備改修工事
- (2) 工事場所 : 神奈川県三浦郡葉山町上山口字間門 1560-35
(総合研究大学院大学構内)
- (3) 工事内容 : 別冊図面及び別冊特記仕様書のとおり。
- (4) 工 期 : 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 16 日(火)まで。
- (5) 本工事は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ(<https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/>)の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。なお、電子入札により難いやむを得ない事情がある場合は、発注者に承認願(任意様式)を提出し承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

5 競争参加資格

- (1) 国立大学法人総合研究大学院大学契約事務取扱規程第 4 条及び第 5 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における「管工事」に係る A、B 又は C 等級の一般競争参加資格(令和 7・8 年度)の認定を受けていること(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に文部科学省が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成 23 年度以降に元請として完成・引渡しが完了した学校その他の教育研究施設、宿舍、寄宿舎、福利施設、庁舎、医療施設、商業施設、物流施設等における給湯器設備改修工事の施工実績を有すること。(部分的な修理・修繕を除く。)(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。)なお、当該工事の契約書及び図面の写しを提出できるものに限る。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社が上記の施工実績を有すること。

- (5) 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者等を当該工事に配置できること。
- ① 2級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
 - ・1級管工事施工管理技士の資格を有する者
 - ・これと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - ② 平成23年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記(4)に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、一者の主任技術者等が同種工事の経験を有していればよい。
 - ③ 監理技術者の配置を必要とする場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 配置予定の主任技術者等においては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出することとし、その明示がされない場合は入札に参加できないことがある。
 - ⑤ 経常建設共同企業体については、全ての構成員が上記①に定める国家資格を有する主任技術者等を配置できること。
- (6) 申請書及び技術資料の提出期限の日から開札時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 上記4(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準に該当する関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- ① 資本関係
 次のいずれかに該当する二者の場合。
 - (イ) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2)に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
 - (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する更生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。
 - (イ) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別の定めがある場合により、業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - 4) 組合の理事

- 5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
 - (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (9) 神奈川県又は東京都、千葉県、埼玉県、山梨県、静岡県内に建設業法第 3 条第 1 項に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。なお、「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数をもって判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局が行うものとする。

6 設計業務等の受託者等

- (1) 上記 5(7)の「上記 4(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
 - ・建築設備設計研究所
- (2) 上記 5(7)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)第 8 条に規定する親会社、子会社及び同一の親会社を持つ会社並びに緊密な利害関係を有する者とする。

7 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記 5 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び技術資料を提出し、総合研究大学院大学長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - 上記 5(2)「一般競争参加資格」の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、5(1)及び(3)から(10)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。
 - なお、上記確認を受けた者が競争に参加するためには、開札時点において 5(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。
 - なお、期限までに申請書及び技術資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
- ① 提出期間: 令和 8 年 8 月 28 日(金) 9 時 00 分から
令和 8 年 9 月 7 日(月) 17 時 00 分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。
- ② 提出場所: 上記 3 に同じ。
- ③ 提出方法: 電子入札システムにより提出すること。(システムの運用時間をポータルサイトにおいて確認すること。)ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所(上記 3)へ持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着)又は託送(書留郵便と同等のものとする。提出期間内必着)すること。
- ④ 提出様式: 総合研究大学院大学ホームページ・調達情報ページから様式ファイルを入手すること。
(<https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/agreement/procurance/>)
- (2) 申請書は、「競争参加資格確認申請書」(別紙様式 1)により作成すること。
- (3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。
 - ① 一般競争参加資格認定通知書の写し

文部科学省における「管工事」に係る一般競争(指名競争)参加資格認定通知書(令和 7・8 年度)の写しを添付すること。

② 同種工事の施工実績(別紙様式 2)

- ・上記 5(4)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を記載すること。
- ・平成 23 年度以降に元請けとして完成・引渡が完了した同種工事の施工実績の中から代表的な工事を次の優先順位に基づき 1 件記載する。
 - 1ー国立大学法人、大学共同利用機関法人又は文部科学省発注工事
 - 2ー他省庁発注工事
 - 3ー都道府県、市町村、公社又は公団発注工事
 - 4ー民間発注工事
- ・同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、この写しをもって契約書の写しに代えることができる。
- ・記載した事項の内容が判断できる平面図等の資料も併せて提出すること。

③ 配置予定技術者の資格及び同種工事の施工経験(別紙様式 3)

- ・上記 5(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、~~同種の工事の経験(記載する同種の工事の経験の件数は 1 件でよい。)~~及び申請時における他工事の従事状況等を記載すること。
 - ・資格については、証書等の写しを添付すること。
 - ・~~同種の工事の施工実績として従事状況を記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。~~ただし、当該工事が、CORINS に登録されている場合は、この写しをもって契約書の写しに代えることができる。
 - ・~~同種工事における技術者としての施工経験が確認可能な主たる工事实績、工事成績(「工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績に限る。)~~を記載すること。併せて、従事状況を記載した工事成績評定通知書の写し及び当該技術者が当該工事に主任(監理)技術者又は現場代理人として従事していたことが確認できる書類(CORINS 等)を提出すること。
 - ・配置予定の技術者として複数の候補者を記入することができるが、その場合は資格等級等の低い者により審査を行う。
 - ・同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取り下げを行うこと。これらの行為を行わずに入札した者に対しては「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成 18 年 1 月 20 日付け 17 文科施第 345 号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止を行うことがある。
 - ・経常建設共同企業体での参加の場合には、各構成員ごとに配置予定の技術者を記載すること。なお、~~同種の工事~~他の工事の経験・工事成績については、一者の主任技術者又は監理技術者について記載し、他の構成員の配置予定の技術者については記載を要しない。
- (4) 競争参加資格の確認は、申請書及び技術資料の提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和 8 年 9 月 17 日(木)17 時 00 分までに通知する。
- (5) その他
- ① 資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 提出された申請書及び資料は、競争参加資格の確認を行う目的以外に、提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差替え及び再提出は認めない。

- ⑤ 電子入札システムにより資料を提出する場合、アプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、Excel、Word(いずれもバージョン 2007 は除く。)又は PDF により作成したファイルを添付することとし、添付資料は、原則として 2 つ以内のファイルに纏め、容量は合計 10MB 以内に収めること。(圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH 形式又は ZIP 形式により圧縮(自己解凍方式は認めない。)して送付すること。)

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、学長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。
- ① 提出期限: 令和 8 年 9 月 24 日(木)12 時 00 分まで。
 - ② 提出先: 上記 3 に同じ。
 - ③ 提出方法: 書面を持参又は郵送(書留郵便等配達記録が残るものに限る。)により提出するものとする。
- (2) 学長は、説明を求められたときは、令和 8 年 10 月 1 日(木)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9 入札説明書等に対する質問

- (1) この入札説明書等に対する質問がある場合は、次に掲げるところに従い書面(別紙様式「質疑書」)により提出すること。
- ① 提出期間: 令和 8 年 8 月 28 日(金)から令和 8 年 9 月 16 日(水)までの(土曜日、日曜日、祝日を除く。)9 時 00 分から 17 時 00 分。
 - ② 提出場所: 上記 3 に同じ。
 - ③ 提出方法: 別紙質疑書様式により、財務課施設係(shisetsu@ml.soken.ac.jp)へ電子メールにより添付ファイルで送信すること。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、下記の期日までに「競争参加資格確認申請書」(別紙様式 1)に記載されたアドレスに電子メールで送信する。
- ① 質疑書への回答書の送信: 令和 8 年 9 月 28 日(月)12 時 00 分まで。

10 入札、開札の日時及び場所等

- (1) 入札書提出期限: 令和 8 年 10 月 1 日(木)12 時 00 分まで。
ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記 3 に持参すること。(郵送による提出は認めない。)
- (2) 入札場所: 総合研究大学院大学財務課(電子入札システム)
- (3) 開札日時: 令和 8 年 10 月 2 日(金)14 時 00 分
- (4) 開札場所: 総合研究大学院大学財務課(電子入札システム)
- (5) その他: 紙入札方式を発注者が承諾した場合における競争入札の執行にあたっては、学長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

11 入札書方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記 3 に持参すること。郵送又は電送(電子メール、FAX)による入札は認めない。
- (2) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として 2 回以内とする。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付(有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。)なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の 100 分の 10 以上とする。

なお、現金で納付する場合は、本学が指定する金融機関に振り込むこと(手数料は落札者の負担とする。)

13 工事費内訳書の提出

(1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子入札による入札の場合は、入札書に内訳書のファイルを添付し同時に送付すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合は持参し提出すること(郵送による提出は認めない。)

(2) 工事費内訳書の様式は任意とするが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。なお、工事費内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示すること。

(3) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、宛名及び工事名を記載した工事費内訳書を提出しなければならないが、学長等(これらの補助者を含む。)が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が次の各号に該当する場合については、競争加入者心得第 32 第 12 号に定める「その他入札に関する条件に違反した入札書」として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

1. 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の工事の内訳書である場合
	(4) 白紙である場合
	(5) 内訳書が特定できない場合
	(6) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳の記載が全くない場合
	(2) 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 発注案件名に誤りがある場合
	(3) 提出業者名に誤りがある場合
	(4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合	

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、又は当該工事において談合があると疑うに足る事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

(4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5)提出された工事費内訳書は返却しない。

14 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。ただし、発注者の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間にいれて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1 回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

15 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格の無い者が行った入札、競争参加資格確認申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊「現場説明書」及び別冊「競争加入者心得」において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

なお、学長により競争参加資格がある旨確認された者であっても、開札時において上記 5 に掲げる資格のない者は競争参加資格がない者に該当する。

16 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

17 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の監理技術者または主任技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記 5(5)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

18 契約書作成の可否等

別紙「工事請負契約書(案)」により、契約書を作成するものとする。

19 支払条件

請負代金の支払条件は、別紙「工事請負契約書(案)」によるものとする。

20 工事保険

請負者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険等契約を締結するものとする。

21 再苦情申し立て

競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記 8(2)の回答を受けた日

の翌日から起算して原則 7 日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に書面により学長に対して再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

① 提出期間

令和 8 年 10 月 2 日(金)から令和 8 年 10 月 8 日(木)まで。

当該書面を持参する場合は、上記期間(休日を除く。)の 9 時 00 分から 17 時 00 分までに行うこと。

② 提出場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類の入手先は、上記 3 に同じ。

22 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3 に同じ。

23 電子入札に関する留意事項

(1) 電子入札システムにおいて提出書類を送信後、書類に不備等が見つかった場合において、システム上再度送信することはできない。必ず提出書類に不備等はないか確認の上送信を行うこと。

(2) 第 1 回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。開札時間から開札終了までの間、電子入札システムのログイン状態を継続すること。開札時間から 30 分以内に、発注者から再入札通知を送信するので、当該システムに接続中の PC 端末の前で待機すること。

(3) 開札処理に時間を要し、予定の時間を超える場合や、紙入札が混在する場合等において、発注者から緊急の電話連絡を行う場合があるため、入札参加者は緊急の電話連絡に応じることができること。

(4) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。

① システム操作・接続確認等の問合せ先

文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話:050-5546-8368

文部科学省電子入札システムホームページ <https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/>

② IC カードの不具合等発生の問合せ先

取得している IC カードの認証機関

ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記 3 へ連絡すること。

24 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別冊「競争加入者心得」及び別紙「工事請負契約書(案)」を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。

(3) 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした場合は、申請書を無効とするとともに、文部科学省が定める指名停止措置要領に基づき指名停止措置を行うことがある。

(4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認の上入札を行うこと。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(5) 本工事に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。

(6) 落札となるべき同じ価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、文部科学省電子入札システム運用基準 5-4「くじになった場合の取り扱い」による。

(7) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(8) 本工事は、数量公開の対象工事ではないが積極的に数量公開を行うものとし、予定価格のもととなる工事費内訳書の細目別内訳について、単価及び金額等を削除するなど加工・編集

を施したもの(以下「数量内訳明細書」という。)を参考資料(参考数量)として公開し提供する。
なお、数量内訳明細書は、見積を行うために必要な図面及び特記仕様書と同時に公開し、
その提供方法は、入札説明書の交付と同様とする。

数量内訳明細書に対し質問がある場合において、数量の差異等に係わる質問については、
差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料を併せて提出するものとする。

- ① 提出期間: 令和 8 年 9 月 16 日(水)17 時 00 分まで。
- ② 提出場所: 上記 3 に同じ。
- ③ 提出方法: 別紙質疑書様式により、財務課施設係(shisetsu@ml.soken.ac.jp)へ電子メールにより添付ファイルで送信すること。
- ④ 数量内訳明細書に対する質疑書への回答は、下記の期日までにすべての入札参加者へ電子メールで送信する。

質疑書への回答書の送信: 令和 8 年 9 月 28 日(月)12 時 00 分まで。

- (9) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。